

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 29 日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に対応したへき地に係る医療提供体制について

「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日付け事務連絡）等において、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制について、検討をお願いしており、へき地に係る対応についてもご検討いただいているところと考えております。

今般、へき地に係る対応について配慮が必要と考えられる事項及びそれに関連する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、別添のとおりまとめましたので、貴職におかれましては、関係者との協議の際等にご留意ください。

（参考）

「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日付け事務連絡）

【問い合わせ先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
医療体制班（内線：8186）

## 別添

### ○ へき地における医療提供体制について

へき地においては、新型コロナウイルス感染症の患者数が少数であったとしても、医療提供体制がひっ迫する可能性がある。このため各都道府県は、へき地における新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制に関して以下の事項を検討の上、体制の整備を行うこと。

必要に応じてへき地保健医療対策に関する協議会の活用や、当該協議会の委員、へき地医療に従事する医師、看護師等、二次医療圏を越えてへき地から患者を搬送する可能性がある場合には当該関係者等に対し、都道府県に設置する新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会への参加を要請することを検討すること。

協議会等の開催に関しては、参加者はオンライン等を利用し、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び参加者の業務軽減に努めること。

なお、へき地における医療提供体制を構築することが目的であることから、へき地保健医療対策に関する協議会の開催に限らず、関係団体、専門家等との個別の協議等、他の方法によっても差し支えないため、早急に体制の構築を行うよう留意すること。

#### (1) 検査体制について

へき地においても遅滞なく新型コロナウイルス感染症の検査が行われるよう、帰国者・接触者外来等の設置等について十分検討を行うこと。また、検体を輸送する場合については「「2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」の改訂について」(令和2年4月17日事務連絡)等を参考にすること。

なお、令和2年5月13日より、新型コロナウイルス抗原検出用キットが製造販売承認されるにあたり5月はへき地医療拠点病院に抗原検査キットが優先購入できることとするため、各都道府県においては、これを踏まえたへき地における検査体制の検討を行うこと。

(参考)

「新型コロナウイルス抗原検出用キットの活用に関する供給に関する調整について」  
(令和2年5月14日付け事務連絡)

#### (2) 患者の受入れ医療機関について

へき地において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合の受入れ医療機関について、事前に検討を行うこと。また検討を行うにあたっては、当該医療機関に対する個人防護具(PPE)の配分等や病床確保・人材確保等の支援策についても併せて配慮すること。なお、へき地を所管する保健所の既存の検討結果をもって各都道府県の検討結果としても差し支えなく、必ずしも改めての検討を行うことを求めるものではない。

### (3) 搬送体制について

「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日付け事務連絡）において、都道府県調整本部における搬送調整の対応を依頼しているところであり、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者等に関する救急医療の実施について」（令和2年5月13日付け事務連絡）においても、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を受け入れる医療機関の設定、搬送方法の調整等を各都道府県に依頼しているところである。へき地で新型コロナウイルス感染症患者が新規に発生した場合においても、遅滞なく（2）で検討された医療機関へ搬送ができるよう、患者搬送コーディネーターを含めた関係者、関係機関との間で、具体的にどのような体制で連絡、調整を行うのか等についてあらかじめ検討を行い、検討結果については関係者間で広く共有すること。

#### （参考）

「新型コロナウイルス感染症を疑う患者等に関する救急医療の実施について」（令和2年5月13日付け事務連絡）

### (4) 宿泊療養・自宅療養について

新型コロナウイルス感染症の軽症者等を医療機関以外で療養させる場合は、宿泊施設での療養を基本としているところである。それでもなお自宅での療養を希望する患者が発生した際には、状態が悪化した場合の受け入れ先や搬送方法等についてもあらかじめ個別に関係者間で調整を行うこと。

### (5) 医療従事者の派遣について

仮にへき地診療所において医療従事者が新型コロナウイルスに感染し、一時的に当該医療機関における機能を維持することが困難となった場合には、平時よりへき地医療拠点病院等は、へき地診療所への代診医や医師の派遣の役割等を担っているところであるため、速やかにへき地医療拠点病院等を中心に医療従事者の派遣等を検討すること。

また、へき地医療拠点病院等へき地において中心的役割を果たす医療機関の医療従事者が新型コロナウイルスに感染し、一時的に当該医療機関における機能を維持することが困難となった場合においても、平時よりへき地医療対策の企画・調整の役割を担っているへき地医療支援機構を中心に、へき地医療対策が円滑に行われるよう医療従事者の派遣調整等を行うこと。

(6) 住民への情報提供について

各都道府県は、へき地における新型コロナウイルス感染症に係る医療体制への住民の不安が軽減できるよう、例えば(1)～(5)に係る取組等、住民への必要な情報の周知の方法等について検討を行うこと。

なお、上述した検査体制の構築、患者の受け入れ医療機関の整備(個人防護具の配分、病床確保、人員確保等)、搬送、宿泊療養・自宅療養体制の整備、医療従事者の派遣に当たっては、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用することができる。

(参考)「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の公布について」(令和2年4月30日付け厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号)

また、宿泊療養施設における非医療従事者向けの感染対策に関する動画もあるので、適宜ご活用いただきたい。

(動画) <https://www.youtube.com/watch?v=dDzIjvxMNIA>

(資料) <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622781.pdf>

厚労省HP上の掲載箇所は「新型コロナウイルス感染症の予防」の項目内に掲載

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html#yobou](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#yobou)